

9 浄化槽法 [浄化槽設置等の届出] (第5条、第11条の2及び第11条の3)

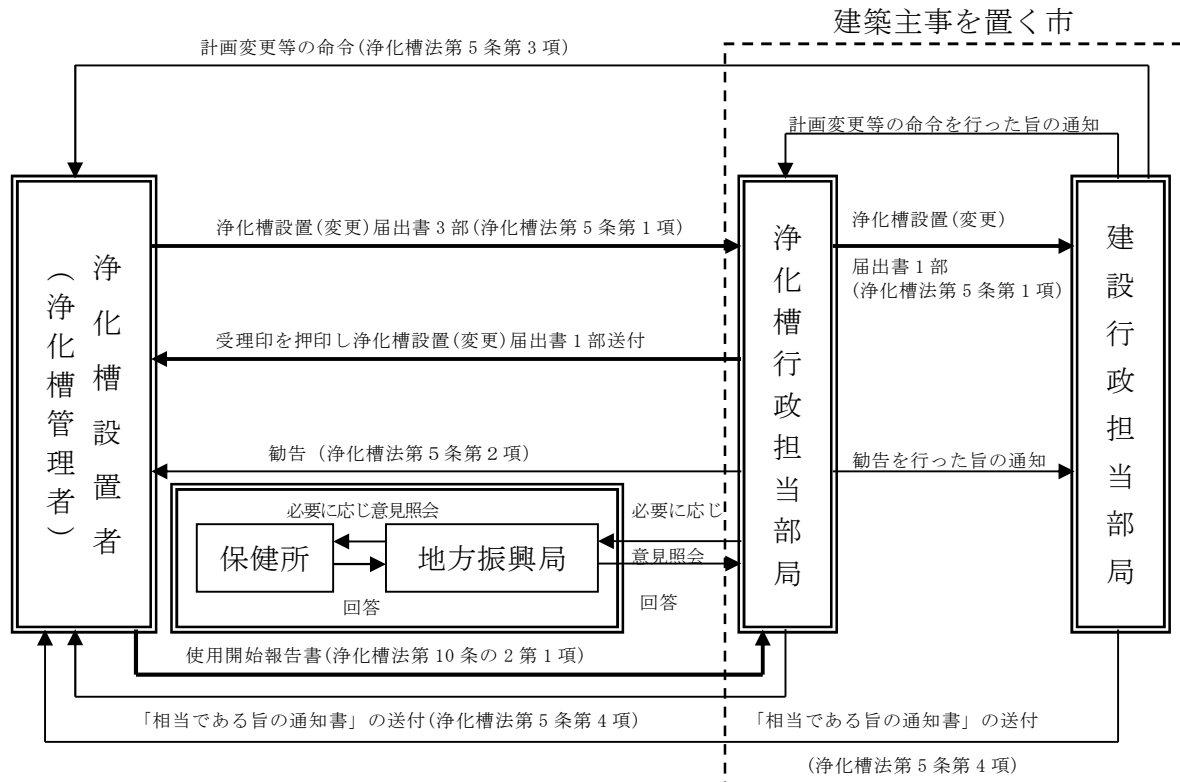
|          |  |
|----------|--|
| 法の趣旨     | <p>浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。</p>  |
| 届出の必要な行為 | <p>1 第5条関係<br/>         浄化槽を設置し、又は構造若しくは規模の変更をしようとする場合（ただし、建築と同時に浄化槽を設置する場合で、建築確認を受けるときは、建築基準法の規定による手続きが必要。）</p> <p style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">         届出が受理された日から21日（型式認定浄化槽にあつては10日）を経過した後でなければ浄化槽の工事に着手できない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の知事及び特定行政庁の通知を受けた後は、この限りでない。         </p> <p>2 第11条の2及び第11条の3関係<br/>         浄化槽の使用を休止する場合（ただし、休止届出は義務ではない）、休止した浄化槽の使用を再開する場合及び浄化槽の使用を廃止した場合。</p> |
| 届出の必要な区域 | 県内全域   |
| 受理権者     | 市町村長   |
| 審査基準     | <p>1 第5条関係<br/>         (1) 浄化槽の保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないこと。<br/>         (2) 浄化槽の構造に関する建築基準法並びに同法に基づく命令等の規定に適合すること。</p> <p>2 第11条の2関係<br/>         浄化槽の使用を休止する場合は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）に基づく清掃を行っていること。</p>  |
| 担当機関     | <p>各市町村浄化槽行政担当部局<br/>         県本庁 生活環境部 一般廃棄物課<br/>         出先 地方振興局 県民環境部 環境課<br/>         （南会津地方振興局は県民環境部県民環境課）<br/>         （いわき地方振興局は県民部県民生活課）</p>   |

手続フローチャート

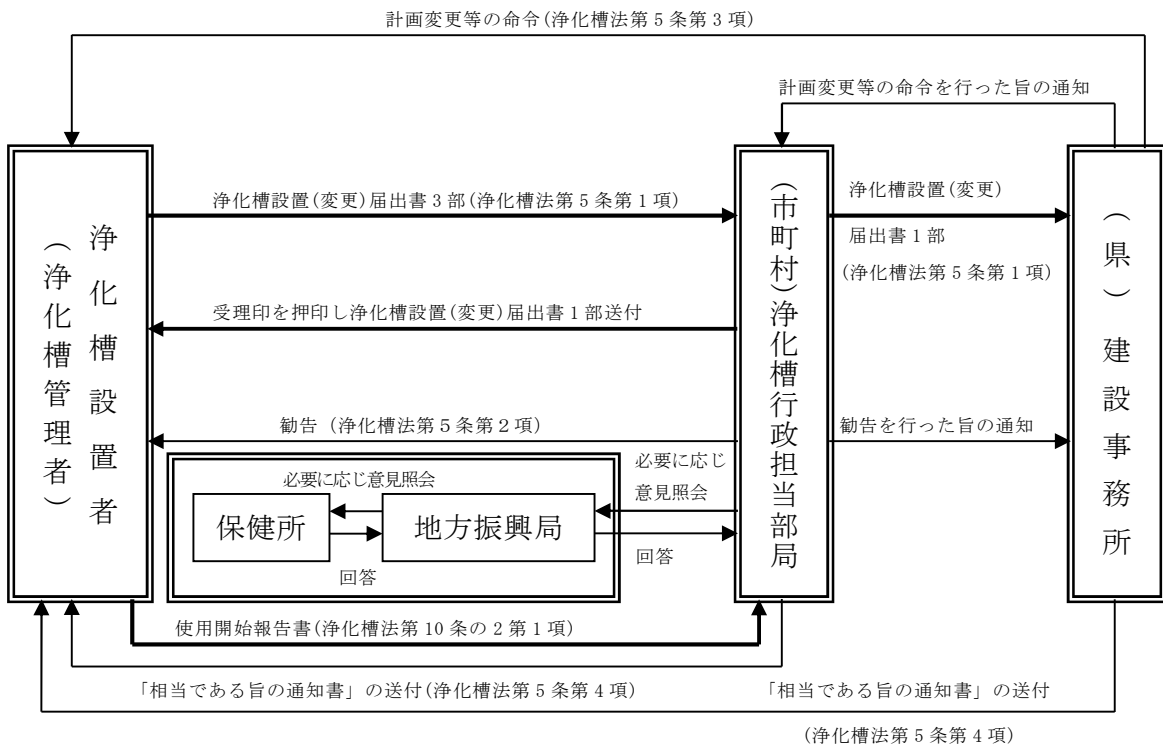
1 第5条関係

(1) 建築主事を置く市の場合（会津若松市、須賀川市）

※中核市については、中核市に要確認

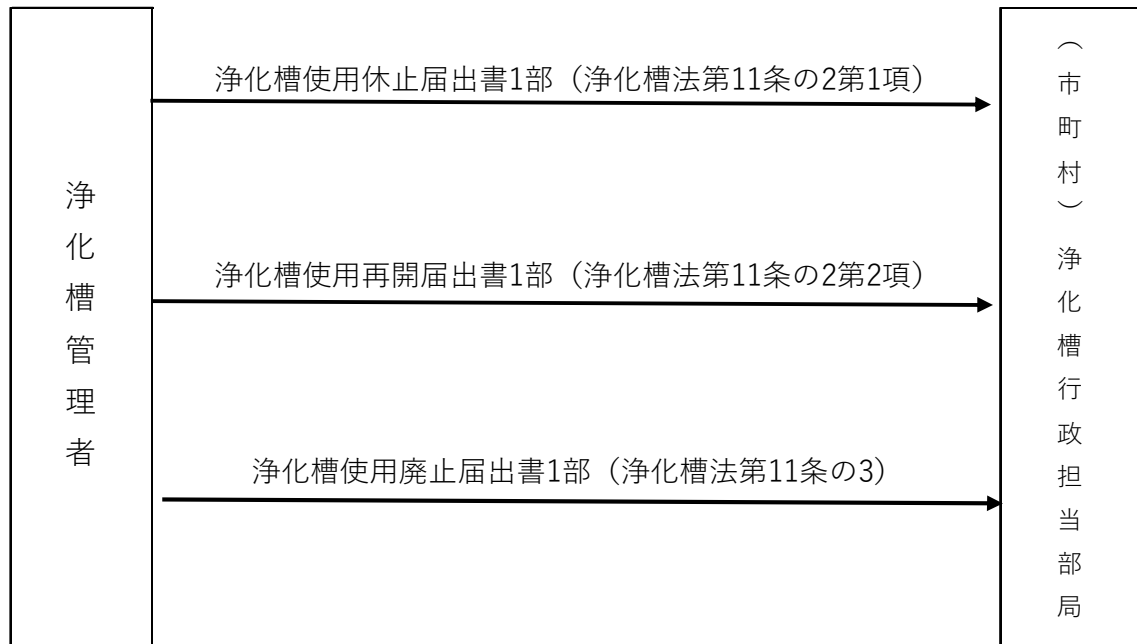


(2) (1)以外の市町村の場合



- ※ 浄化槽の使用開始報告書の提出は、浄化槽管理者が行う場合もある。
- ※ 建築と同時に浄化槽を設置する場合で、建築確認を受けるときはこの限りでない。

2 第11条の2及び第11条の3関係



※休止届出を提出した場合、使用再開するまでの間、浄化槽の保守点検・清掃の実施、法定検査受検の義務が免除される。(浄化槽法第10条第1項、第11条第1項)

備 考